

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おきかへ
ます)

目次

- ◇ 告 示
昭和四十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採の限度
銃猟禁止区域の設定
土地改良事業計画の決定
開発行為に関する工事の完了
土地区画整理事業の認可
- ◇ 選管告示
選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委規則
鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 公告
鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
昭和四十七年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者

告示

鳥取県告示第九百八十四号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和四十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十七年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	場所	市郡名	町村名	大字名	字名	皆伐面積 の限度	単位区域名
水源かん養保安林	同一の単位とされる保安林の所在	八頭地区	八頭	若	智	八頭地区	八頭地区
土砂流出防備保安林	同一の単位とされる保安林の所在	八頭地区	八頭	河原	家	八頭地区	八頭地区
水源かん養保安林	同一の単位とされる保安林の所在	八頭地区	八頭	岩美	赤波	八頭地区	八頭地区
干害防備保安林	同一の単位とされる保安林の所在	八頭地区	船	岡	喜才谷山	八頭地区	八頭地区
干害防備保安林	同一の単位とされる保安林の所在	八頭地区	船	用	明見谷東平	八頭地区	八頭地区
干害防備保安林	同一の単位とされる保安林の所在	八頭地区	船	用	水口池ノ内下平	八頭地区	八頭地区
干害防備保安林	同一の単位とされる保安林の所在	八頭地区	船	用	赤波	八頭地区	八頭地区
土砂流出防備保安林	同一の単位とされる保安林の所在	八頭地区	八頭	河原	家	八頭地区	八頭地区

スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八八号)第二十五条において
準用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域	存続期間及び面積
三本松銃猟 禁止区域	日野郡日南町神戸土地内にある県立日野 産業高等学校三本松実習農場の敷地の全域	昭和四十七年十二 月一日から昭和五 十七年十一月三十 日まで 五〇ヘクタール

鳥取県告示第九百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定
に基づき、昭和四十七年三月六日付で鳥取市東大路六四番地両川威ほか三
十九人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(邑美地区ほ場整備)
事業に係る土地改良事業計画を定めたので、土地改良法の一部を改正する
法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法第八十七
条第四項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(邑美地区ほ場整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十二月二日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧
期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年
法律第九号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十六年八月十一日 鳥取県指令受都計第千五百十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府門真市大字門真一〇〇六

松下電器産業株式会社

取締役社長 松下正治

鳥取県告示第九百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、青木団地第二土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十七年十二月一日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市青木字三崎谷平、字長窪田、字羽森峯及び字羽森の全部並びに字榎ノ前、字丸山、字新宮、字上ノ谷、字中山、字城下峯、字城下、字乗越、字南宮塔、字宮塔、字上宮ノ峯及び字宮ノ峯の一部

四 土地区画整理事業の名称

青木団地第二土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目三一九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年十一月二十四日

七 施行者の住所

鳥取市東町一丁目三一九番地

八 事業年度

昭和四十七年度及び昭和四十八年度
九 公告の方法

鳥取市東町一丁目三一九番地鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和四十七年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十七年十二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十七年十二月四日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 衆議院議員総選挙の執行について

教育委員会規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則(昭和四十六年六月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「申請」を「申込み」に改め、同条第一項中「申請書」を「申込書」に改め、同条第二項中「申請」を「申込み」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

武道教室による武道館の利用をしようとする者の利用の許可の申込みについては、前条第二項の規定を準用する。

第五条第二項中「様式第五号」を「様式第四号」に改める。

第七条第二項中「様式第六号」を「様式第五号」に改める。

様式第一号中「申請書」を「申込書」に、「許可していただく」と「申込み」を「許可していただく。」に、「申請書」を「申込書」に改める。

様式第三号中「鳥取県営武道館の利用を許可します。」を削る。

様式第四号を削り、様式第五号中「鳥取県営武道館の参加を許可します。」を削り、同様式を様式第四号とし、様式第六号を様式第五号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第三号及び様式第五号の規定により調製した利用券及び参加証は、改正後の様式第三号及び様式第四号の規定にかかわらず、当

分の間、使用することができる。

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和四十七年九月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「申請」を「申込み等」に改め、同条第一項中「申請書」を「申込書」に改め、同条第二項中「申請」を「申込み」に改める。

様式第一号中「申請書」を「申込書」に、「許可していただく」と「申込み」を「許可していただく。」に、「申請書」を「申込書」に改める。

様式第三号中「鳥取県立博物館の参加を許可します。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第三号の規定により調製した入館券は、改正後の様式第三号の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

公 告

昭和47年11月12日に実施した昭和47年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和47年12月1日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西川 公章	中田 久司	叶 元信	西谷 節夫	下嶋 寛一
吉田 勝彦	佐伯 康男	藤縄 正一	森 洋文	森田 薫
山岡 一広	橋本 敬一	田村 尚三	神崎市次郎	浅田 賢治
十河 博司	池原善八郎	西脇 明	芦田 武雄	岸本 美雄
板倉 誠二	佐藤 和博	山田陽之助	井上 勤	三橋 英雄
田熊 毅	濱田 正春	川口 淳一	岩越 恒雄	小池 勇
橋本 尚義	三好富士男	柳原 信明	浜辺 繁男	西村 義宏
青木 廉治	伊藤 正成	小椋 洋	耕田 敏明	河本 義和
杉本 功	出水 多寛	狩野 欣彦	福本 和久	秋藤 健
入江 文雄	平木 一義	伊藤 巖一	細谷 英達	米原 正志
山根 哲男	讃岐 寛二	細川 雅章	石賀 亨	朝倉貴美子
吉村 俊治	佐伯 房男	倉敷 正利	前田 重憲	関 今子
花田 和之	福井勇次郎	佐々木 進	武田 恒孝	坂口 晴彦
西村 朋之	都田 晁	福井 節夫	角田 耕	山川 栄子
谷口 範治	長谷 正信	渡部 一正	山口 興輝	船越 千秋
岩永 隆	日高 正	木下 三郎	堀尾 孝	古谷 安正

留取因母四民十五日録三種郵便物認可

築三坂 鳥取県鳥取市東区二丁目 農

取 農

【定価】部一箇月三百円(送料を含む。)